

城下町
出石

伝建 かわら版



平成20年1月10日発行 編集／豊岡市教育委員会（文化振興課：TEL0796-23-1160、出石分室：TEL0796-21-9029）

出石城下町のまちなみ保存に向けて

豊岡市長 中貝宗治



まちなみ・まちづくりについて思う

「何というつまらない国をつくってきたのだ」
バスの車窓から見える高層ビルとコンクリートのまちなみ、思わずそうつぶやいていました。昨年の正月、歌手の川中美幸さんが「大石りく」の芝居をされるということで、市民の皆様と一緒に名古屋「御園座」に向かう道中のことです。

一体、今自分がどこにいて、どこを走っているのかもわからない。同じような顔をした景色が日本中に広がっています。自らの地域の自然や歴史、伝統、文化をひたすら切り捨て、近代的な姿を追い求めてきた。その結果、個性も面白みもないまちがあちこちにできあがってきました。大げさに言うと、「こんな国は、世界の中で文化的に存在する価値はないのではないか」。そんな気すらいたしました。

私たちは、もう一度、自分たちの地域が育んできた自然や歴史、伝統、文化と対話をする中で、そうした大切なものを回復しながらまちづくりを進めていく必要があるのでないかとしみじみと考えさせられたできごとでした。

ひるがえ 翻って、出石のまちはどうでしょう。

出石城下に広がる歴史的なまちなみは、そこに暮らす人々の力によって現代に至るまでしっかりと保たれてきました。明治期の大戸で大部分を焼失しながらも、元あった街割を活かし、伝統的な建築技法を残しつつ守り抜かれてきました。近畿最古の芝居小屋「永楽館」も、大切に保存されてきたおかげで今夏には復活させることができます。これこそが、地域の「文化」です。

出石が歩んできたまちづくりの方向に間違いはなかったと確信しています。先人の努力、そして皆様の努力に敬意を表しますとともに、守り継がれてきた財産を次代に引き継ぐという「未来への責任」を果たしていきたいと思います。

長い命を持つものに囲まれて生きる

ではなぜ、私たちはそれほどまでに歴史や伝統を大切にしようとするのでしょうか。

私たちの命の長さは限られていて、そのことに根源的な不安を抱えながら生きています。しかし、その不安は、長い命を持つものと触れ合うことで和らげられます。古木に畏敬の念を覚え、歴史あるまちなみを歩きながら安らぎを感じるのには意味があるのです。

自分が生まれるずっと前から存在し、自分がいなくなつた後も、自分の記憶を留めながら変わらずに残っていくものがある。そう感じるとき、人は安心を得ることができます。日々移り変わる都会のまちなみは確かに刺激的ではありますが、そうではない価値がふるさとの暮らしにはあります。

有子山の深い緑、仰ぎ見る城跡、整然としたまちなみ、広がる田園、谷筋に形成された集落。こうした風景を大切に守ろうとするのは、安らぎに満ちたまちをつくる戦略でもあるのです。

世界の人々から尊敬されるまち

豊岡市は、「コウノトリ悠然と舞う ふるさと」を目指すべきまちの将来像として掲げています。

コウノトリもまた、私たちの暮らしとともに大切に受け継がれてきたものでした。世界的にも価値の高いそのコウノトリをシンボルにして、「地域への深い愛着を感じるまち」、「自然や歴史、伝統、文化を大切にし、安らぎに満ちた持続可能なまち」、「人々が、夢と希望を抱きながら元気と賑わいのあふれるまち」を創りあげることができれば、きっと世界の人々から尊敬され、尊重されるまちになれるに違いありません。

伝建制度による出石のまちなみ保存は、まさにこのような方向を進むものです。自らの大地にしっかりと根をおろして、これからまちづくりを行っていきたいと考えています。

重要伝建地区に正式決定！

～12月4日に官報告示される～

出石伝建地区は12月4日、「その価値が特に高い」と認められ、国の重要伝統的建造物群保存地区（重要伝建地区）に選定されることが官報告示されました。重要伝建地区の選定については、10月19日に国の文化審議会から文部科学大臣に答申が行われていましたが、この官報告示を受けて選定が正式に決定されたことになります。

これにより、出石伝建地区は全国で 80 番目の重要伝建地区となりました。県内では昭和 55 年選定の神戸市北野町山本通伝建地区、平成 16 年の篠山市篠山伝建地区に次いで、3 番目の選定です。



稻荷台から見たまちなみ

【重要伝建地区一覧】

| 都道府県 | 地区名称等 | 種別 |
|------|------------|---------|
| 北海道 | 函館市元町末広町 | 港町 |
| 青森県 | 弘前市仲町 | 武家町 |
| 青森県 | 黒石市中町 | 商家町 |
| 岩手県 | 金ヶ崎町城内諏訪小路 | 武家町 |
| 秋田県 | 仙北市角館 | 武家町 |
| 福島県 | 下郷町大内宿 | 宿場町 |
| 群馬県 | 六合村赤岩 | 山村・養蚕集落 |
| 埼玉県 | 川越市川越 | 商家町 |
| 千葉県 | 香取市佐原 | 商家町 |
| 新潟県 | 佐渡市宿根木 | 港町 |
| 富山県 | 高岡市山町筋 | 商家町 |
| 富山県 | 南砺市相倉 | 山村集落 |
| 富山県 | 南砺市菅沼 | 山村集落 |
| 石川県 | 金沢市東山ひがし | 茶屋町 |
| 石川県 | 加賀市加賀橋立 | 船主集落 |
| 福井県 | 若狭町熊川宿 | 宿場町 |
| 長野県 | 東御市海野宿 | 宿場・養蚕町 |
| 長野県 | 南木曾町妻籠宿 | 宿場町 |
| 長野県 | 塩尻市奈良井 | 宿場町 |
| 長野県 | 塩尻市木曾平沢 | 漆工町 |
| 長野県 | 白馬村青鬼 | 山村集落 |

| 都道府県 | 地区名称等 | 種別 |
|------|------------|---------|
| 岐阜県 | 高山市三町 | 商家町 |
| 岐阜県 | 高山市下二之町大新町 | 商家町 |
| 岐阜県 | 美濃市美濃町 | 商家町 |
| 岐阜県 | 恵那市岩村町本通り | 商家町 |
| 岐阜県 | 白川村荻町 | 山村集落 |
| 三重県 | 亀山市関宿 | 宿場町 |
| 滋賀県 | 大津市坂本 | 里坊群・門前町 |
| 滋賀県 | 近江八幡市八幡 | 商家町 |
| 滋賀県 | 東近江市五個荘金堂 | 農村集落 |
| 京都府 | 京都市上賀茂 | 社家町 |
| 京都府 | 京都市産寧坂 | 門前町 |
| 京都府 | 京都市祇園新橋 | 茶屋町 |
| 京都府 | 京都市嵯峨鳥居本 | 門前町 |
| 京都府 | 南丹市美山町北 | 山村集落 |
| 京都府 | 与謝野町加悦 | 製織町 |
| 京都府 | 伊根町伊根浦 | 漁村 |
| 大阪府 | 富田林市富田林 | 寺内町・在郷町 |
| 兵庫県 | 神戸市北野町山本通 | 港町 |
| 兵庫県 | 篠山市篠山 | 城下町 |
| 兵庫県 | 豊岡市出石 | 城下町 |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-------|----|-------|
| H | H | H | H | H | H | H | H | H | H | H | H | H | H H | H | H H |
| 19 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 19 | 19 | 18 18 |
| 12 | 10 | 8 | 7 | 7 | 7 | 6 | 5 | 5 | 4 | 3 | 2 | 2 | 1 | 1 | 12 12 |
| 4 | 19 | 1 | 24 | 24 | 2 | 22 | 6 | 15 | 13 | 28 | 27 | 14 | 28 | 25 | 26 月 |

豊岡市出石伝統的建造物群保存地区の都市計画決定・告示
第4回豊岡市伝統的建造物群保存審議会（保存計画など）
第5回豊岡市伝統的建造物群保存審議会（保存計画答申）
教育委員会にて出石伝建地区
保存計画の決定について議案
上程、決定
文部科学大臣に重要伝建地区
選定申出を行う
国の大文化審議会が文部科学大臣に出石伝建地区を重要伝建地区とするよう答申を行う
出石伝建地区を重要伝建地区とする官報告示がされる

| 都道府県 | 地区名称等 | 種別 |
|------|-------------|---------|
| 奈良県 | 橿原市今井町 | 寺内町・在郷町 |
| 奈良県 | 宇陀市松山 | 商家町 |
| 和歌山県 | 湯浅町湯浅 | 醸造町 |
| 鳥取県 | 倉吉市打吹玉川 | 商家町 |
| 島根県 | 大田市大森銀山 | 鉱山町 |
| 島根県 | 大田市温泉津 | 港町・温泉町 |
| 岡山県 | 倉敷市倉敷川畔 | 商家町 |
| 岡山県 | 高梁市吹屋 | 鉱山町 |
| 広島県 | 竹原市竹原地区 | 製塩町 |
| 広島県 | 呉市豊町御手洗 | 港町 |
| 山口県 | 萩市堀内地区 | 武家町 |
| 山口県 | 萩市平安古地区 | 武家町 |
| 山口県 | 萩市浜崎 | 港町 |
| 山口県 | 柳井市古市金屋 | 商家町 |
| 徳島県 | 美馬市脇町南町 | 商家町 |
| 徳島県 | 三好市東祖谷山村落合 | 山村集落 |
| 香川県 | 丸亀市塩飽本島町笠島 | 港町 |
| 愛媛県 | 内子町八日市護国 | 製蠣町 |
| 高知県 | 室戸市吉良川町 | 在郷町 |
| 福岡県 | 朝倉市秋月 | 城下町 |
| 福岡県 | 八女市八女福島 | 商家町 |
| 福岡県 | うきは市筑後吉井 | 在郷町 |
| 佐賀県 | 有田町有田内山 | 製磁町 |
| 佐賀県 | 嬉野市塩田津 | 商家町 |
| 佐賀県 | 鹿島市浜庄津町浜金属町 | 港町・在郷町 |
| 佐賀県 | 鹿島市浜中町八本木宿 | 醸造町 |
| 長崎県 | 長崎市東山手 | 港町 |
| 長崎県 | 長崎市南山手 | 港町 |
| 長崎県 | 雲仙市神代小路 | 武家町 |
| 大分県 | 日田市豆田町 | 商家町 |
| 宮崎県 | 日南市飫肥 | 武家町 |
| 宮崎県 | 日向市美々津 | 港町 |
| 宮崎県 | 椎葉村十根川 | 山村集落 |
| 鹿児島県 | 出水市出水麓 | 武家町 |
| 鹿児島県 | 知覧町知覧 | 武家町 |
| 鹿児島県 | 薩摩川内市入来麓 | 武家町 |
| 沖縄県 | 渡名喜村渡名喜島 | 島の農村集落 |
| 沖縄県 | 竹富町竹富島 | 島の農村集落 |

希少性高く、魅力ある出石伝建地区

重要伝建地区は、重要文化財などと同様に、文化財の中でも特に国がその価値の高さを認めたものですが、重要文化財（建造物）は 2,328 件（4,210 棟）、そのうち国宝も 213 件（257 棟）もあることに対して、重要伝建地区はまだ 80 地区しかありません。

さらに、重要伝建地区に選定される場合はいくつかの「地区種別」に分類されますが、出石伝建地区的地区種別である「城下町」は福岡県朝倉市秋月伝建地区、篠山市篠山伝建地区と併せて全国に3ヶ所しかありません。

同じ様式の伝統的建造物が多数保存されて重要伝建地区に選定される地区が多いなか、城跡、辰鼓楼、酒蔵などのシンボリックなものから武家屋敷、商家、町家、あるいは明治館や但馬織物の工場建物などバラエティに富む伝統的建造物がコンパクトにまとまって残っている出石城下町は非常に希少性が高く、国の文化審議会第2専門調査会委員の先生方からもその魅力が評価されました。

この希少性の高さと、国民的な文化遺産として評価されたことを誇りに思いながら、住民のみなさんと共に、愛着溢れる住みよいまちづくりを進めていきたいと思います。



城下町の風情を残す家老屋敷長屋門

| 重要伝建地区選定までの歩み | | S 62 10 10 26 | | | | | | | |
|-------------------------------|-------------------------------|------------------------------|------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-------------------------|-------------------------------|--------------|-------------------------------|
| H 18 . 11 . 24 | H 18 . 10 . 10 | H 18 . 7 . 25 | H 18 . 7 . 10 | H 17 . 7 . 9 | H 17 . 3 . 1 | H 5 . 19 年度 | H 12 . H 13 年度 | H 5 年度 | S 63 . 10 . 21 |
| 18 . 11 . 24 | 10 . 7 . 25 | 10 . 7 . 10 | 10 . 7 . 9 | 9 . 1 . 1 | 1 . 3 . 1 | 19 年度 | 13 年度 | 5 年度 | 63 . 10 . 21 |
| 18 . 11 . 24 | 10 . 7 . 25 | 10 . 7 . 10 | 10 . 7 . 9 | 9 . 1 . 1 | 1 . 3 . 1 | 19 年度 | 13 年度 | 5 年度 | 63 . 10 . 21 |
| 18 . 11 . 24 | 10 . 7 . 25 | 10 . 7 . 10 | 10 . 7 . 9 | 9 . 1 . 1 | 1 . 3 . 1 | 19 年度 | 13 年度 | 5 年度 | 63 . 10 . 21 |

固定資産税減額申請書が未提出の方は早急に連絡下さい！

地区内の固定資産税減額についての住民説明会を開催

【地区別に住民説明会を開催】

伝建地区内の土地にかかる固定資産税減額制度について、昨年12月12日から20日にかけて、関係7地区¹において地区別説明会を開催しました。

説明会では、伝建制度について説明したあと、土地にかかる固定資産税の減額申請書の記載方法、提出の仕方などについて説明しました。

説明のあとは伝建制度全般について質疑応答の時間を設けましたが、それぞれの地区において活発な意見や質問がありました。

その代表的な質問と回答を掲載します。



住民説明会の様子

【固定資産税減額申請について】

○固定資産税の減額申請書を提出しなければ、増改築などにおける規制はかかるないのか？

＜回答＞

豊岡市伝統的建造物群保存地区保存条例により、出石伝建地区内はすべて規制の対象となります。そのため、減額申請書を提出されてもされなくても、同様に規制の対象となります。

○減額申請書は毎年提出しなければならないのか？

＜回答＞

基本的には今年提出していただければ来年以降は提出は不要です。しかし、所有者が変わったり、建物の取り壊しや増改築があった場合は改めて提出を求めることがあります。

【伝建制度全般について】

○伝建制度にかかる増改築、取り壊しなどの規制は、道路から見える部分だけか？

＜回答＞

出石伝建地区内における増改築、取り壊しなどの現状変更行為はすべて事前の許可が必要です。道路から見えない建物や、建物裏側などにおける工事についても、許可申請の手続きをお願いします。

○伝統的建造物（特定物件）でない建物を新築する場合も前面壁面をそろえて格子窓や引き違い玄間にしなければならないなら、車を自宅に駐車することもできないのか？

＜回答＞

駐車スペースは生活上、非常に重要な問題。前面壁面はそろえていたかなければなりませんが、1階をガレージにして駐車スペースを確保していただくことは可能です。機能はできるだけ所有者の方の意向を尊重したいと考えていますが、その場合のデザインは許可基準や修景基準を満たすようご協力をお願いします。

【「出石まちなみ保存会（仮称）」について】

また、最後に住民保存会の設立についても提案させていただきました。これは、昨年9月から12月にかけて毎月1回（計4回）、各地区伝建審議会委員及び区長さんに集まっていただき、まとめたものです。

保存会の原案の概要

- ☆地区内住民のすべてを会員とする保存会を設立する
- ☆毎年代表者を各地区から2名選出し、役員会を置く
- ☆運営費は各地区からの負担金で賄う（原案1万円）
- ☆設計士会会員や地区外の有志も入会可とする。

【固定資産税の減額の適用について】

なお、固定資産税の減額の適用は、減額申請書が提出されない限り行うことができません。

伝建地区内に土地を所有されている方で未提出の方は、早急に教育委員会までご連絡願います。

伝建審議会 川見祐枝 委員さんから一言！

出石城公園も整備され、永楽館も復原が進んでいます。町の中を流れる谷山川も整備されようとしています。その周辺の地域（川原・柳・小人・松枝）にも素晴らしい景観や大切な建物が残されています。城下町出石には沢山の観光客が訪れます。それは、町の中に毎日のくらしが息づいているすてきな所だからと思ひます。出石らしい特色ある町並みが保存できればと思います。

文化庁
“保存修理”
ロゴマーク



¹ 関係7地区：材木、魚屋、内町、八木、本町、宵田（外堀以南）、田結庄の各地区